

指摘事項に対する回答等

平成 20 年 7 月 4 日

社 会 保 険 庁

( 目 次 )

- ・ 昭和 31 年以前の旧国鉄共済組合員の期間を有する方の「ねんきん特別便」の出力方法について . . . . . 1
- ・ 6 月 23 日及び 25 日に発送した「ねんきん特別便」の一部についての出力誤りについて . . . . . 4

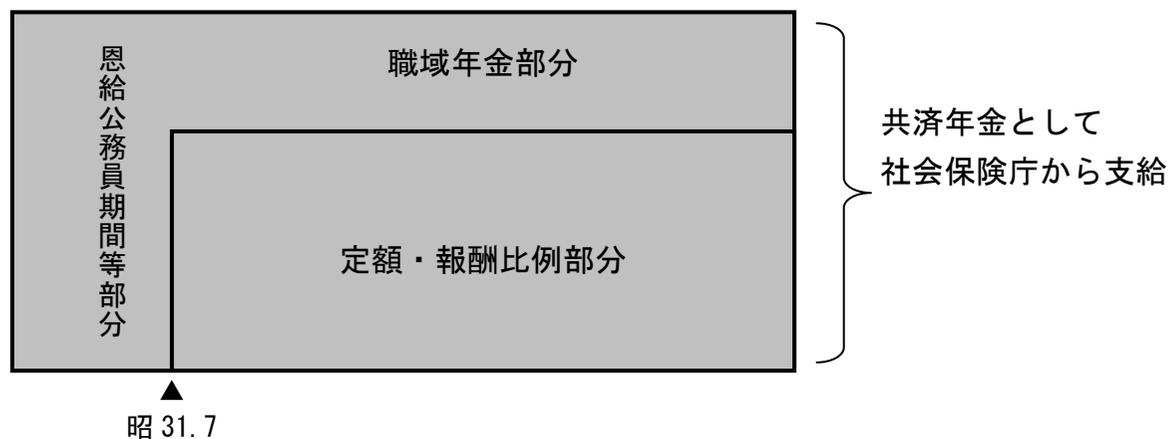
(問) 昭和 31 年以前の旧国鉄共済組合員の期間を有する方の「ねんきん特別便」の出力方法について

## 1. 旧国鉄共済組合の組合員であった方の年金の仕組み

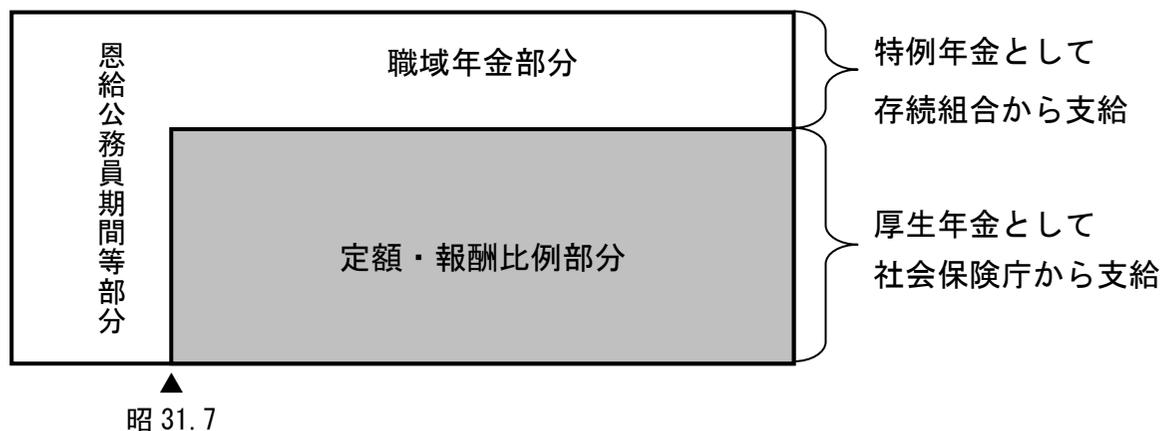
平成 9 年 4 月 1 日（統合日）から、3 共済組合（J T、J R、N T T）の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、統合日以降は、原則として厚生年金保険法による年金給付が行われることとなりました。

年金給付の仕組みは次のとおりです。

### 【統合日前に裁定された年金】



### 【統合以降に裁定された年金】



## 2. 共済組合の組合員であった間の記録の管理方法

社会保険庁においては、共済組合の組合員であった間の記録については、次の方法で管理しています。

### (1) 被保険者

昭和31年7月以降の記録（資格取得日及び資格喪失日）を管理。【共済組合から引継ぎ】

### (2) 年金受給者

#### ① 受けている年金が共済年金の場合

- ・ 昭和31年7月前の記録（恩給期間又は旧長期期間として月数のみ）を管理。【共済組合から引継ぎ】
- ・ 昭和31年7月以降の記録（資格取得日及び資格喪失日）を管理。【共済組合から引継ぎ】

#### ② 受けている年金が厚生年金の場合

年金裁定時に提出された「年金加入期間確認通知書」【共済組合が発行】に記載された記録（資格取得日及び資格喪失日）を管理。

## 3. 「ねんきん特別便」の出力の方法

区 分		「ねんきん特別便」の出力の方法
被保険者		・ 昭和31年7月以降の記録 (加入記録欄に資格取得日及び資格喪失日を出力)
受給者	統合日前に受給権が発生している年金 (共済年金)	・ 昭和31年7月前の記録 (備考欄に恩給期間又は旧長期期間として月数のみを出力) ・ 昭和31年7月以降の記録 (加入記録欄に資格取得日及び資格喪失日を出力)
	統合日以降に受給権が発生している年金 (厚生年金)	・ 「年金加入期間確認通知書」に記載された記録 (加入記録欄に資格取得日及び資格喪失日を出力)

# 恩給期間・旧長期期間を有していらっしゃる方の例

・生年月日

・作成年月日

① 基礎年金番号

(あなたの加入記録)

② 番号	③加入制度	④ お勤め先の名称または共済組合名等	⑤ 資格取得年月日	⑥ 資格喪失年月日	⑦ 加入月数
1	厚年	×××××	昭和31.7.1		

⑧国民年金

⑨厚生年金保険

⑩船員保険

⑪年金加入  
期間合計  
(⑧+⑨+⑩)

納付済 月数	全額免除 月数	4分の3 免除月数	半額免除 月数	4分の1 免除月数	学生納付 特例月数等	計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間	

国民年金の加入月数の合計 →

⑫ 共済組合等加入月数

⑬ 合計加入期間(⑪+⑫)

※ 遺族年金を受けられている方には、ご自身の「ねんきん特別便」とは別に、遺族年金の基となっている亡くなられた方の加入記録を記載した「ねんきん特別便」を送付することとしています。

⑭備考欄(特例扱いの期間等)

恩給期間    〇〇月  
旧長期期間   〇〇月

※このお知らせの見方については、リーフレットの2ページをご覧ください。

平成20年7月2日

社会保険庁

6月23日及び25日に発送した「ねんきん特別便」の一部についての出力誤りについて

## 1. 概要

6月23日及び25日に発送した「ねんきん特別便」の一部について、加入月数の合計欄と納付済月数等の計欄を誤って逆に出力していることが判明した。

## 2. 原因

委託事業者（1社）による印刷処理時の出力項目の編集誤りによるもの。

※ 6/14 の岩手宮城内陸地震によりサーバが破損し、当該サーバに収録していた「ねんきん特別便」の印刷用設定ファイル（項目ごとに帳票のどの部分に印字するかを設定したファイル）が消失したため、委託事業者において再作成したが、誤って設定を行った。

## 3. 出力誤りがあった発送件数等

1, 857件（対象企業数 23企業）

（参考） 6月23日及び25日の発送総数

405, 204件（対象企業数 156企業）

## 4. 対応

今回の事象が判明した「ねんきん特別便」については、全て事業主を経由してお届けしているものであることから、対象者へのお詫びのお手紙と正しい「ねんきん特別便」を再度事業主にお送りし、配付いただくとともに、誤った「ねんきん特別便」を回収していただくよう、ご協力をお願いした。



# ねんきん特別便 年金記録のお知らせ



様



社会保険庁でわかっているあなたの年金記録は表のとおりです。「もれ」や「間違い」がないか、十分にお確かめください。ある場合も、ない場合も、必ずご回答をお願いします。

なお、表の記載では、厚生年金の標準報酬月額、国民年金の納付・未納の詳細などはお示してきていませんので、少しでもご心配のある方は、「ねんきん特別便専用ダイヤル」等にお問い合わせください。

①基礎年金番号

[Redacted]

生年月日 [Redacted]

作成年月日 [Redacted]

(あなたの加入記録)

② 番号	③加入 制度	④お勤め先の名称または共済組合名等	⑤資格を取得した年月日	⑥資格を失った年月日	⑦加入 月数
1	国年	[Redacted]	昭和 43. 12. 27	平成 8. 4. 1	328
2	厚年	[Redacted]	平成 8. 4. 1	平成 14. 4. 1	72
3	厚年	[Redacted]	平成 14. 4. 1	平成 15. 4. 1	12
4	厚年	[Redacted]	平成 15. 4. 1		62

※ 国民年金の納付済月数等の計の欄と、国民年金の加入月数の合計（未納月数をを含む。）の欄を逆に出力。

⑧国民年金						⑨厚生年金保険		⑩船員保険		⑪年金加入 期間合計 (⑧+⑨+⑩)	
納付済 月数	全額免除 月数	4分の3 免除月数	半額免除 月数	4分の1 免除月数	学生納付 特例月数等	計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数		加入期間
264	0	0	0	0	0	328	146 ( 0)	146 ( 0)	0	0	410
国民年金の加入月数の合計 →						264					

⑫共済組合等加入月数	⑬合計加入期間 (⑪+⑫)	注：⑫欄は、共済組合等から社会保険業務センターに情報提供されている加入月数です。平成8年以前に退職した共済組合等の加入月数は、情報提供されていない場合があります。また、退職一時金が支払われた期間は含まれません。
0	410	

⑭備考欄（特例扱いの期間等）